

3 種類ごとの数変更の届出（群馬県的生活環境を保全する条例第66条）

（1）届出事由

特定施設の設置又は使用届をした者が、特定施設の種類ごとの数を変更しようとする時。

（2）様式、提出部数

ア 届出様式（記入例は騒音・振動規制法に準じます）

特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第13号）

※ 上記届出書の記載については、変更しようとする事項を記入する。

イ 提出部数

正本にその写しを1通添付（内容審査後、受理書及び届出書の写しをお渡しします）

ウ 添付書類

a 特定施設の配置図（変更前及び変更後）

b 特定工場等及びその周辺の見取り図

c その他届出参考事項

（3）提出期限

工事の開始の日の30日前までに市長に届出する

（4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係

（〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21）

TEL (0270) 27-2733

FAX (0270) 27-5388

（5）その他注意事項

ア 「届出者欄」は、当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の職名・氏名を記入し代表者印を押印する。なお、法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされるものを言う。

具体的には、代表取締役、代表社員、理事等である。

イ 「工場または事業場の名称」欄は通称でなく正式名称を記入する。

ウ 「工場または事業場の所在地」欄は、当該特定施設が設置される所在地を記入する。

県条例に基づく騒音特定施設（別表 1 2）

- 1 コンクリートブロックマシン
- 2 製びん機（原動機を用いるものに限る。）
- 3 ダイカストマシン

県条例に基づく振動特定施設（別表 1 3）

- 1 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 シェイクアウトマシン
- 4 オシレイティングコンベア
- 5 ダイカストマシン